

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県下妻市大木1252番地3

氏 名 株式会社新栄商事
代表取締役 桜井清

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日 令和3年9月14日

許可の有効年月日 令和8年9月11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）③ばいじん
（これらのうち水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上3種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成18年9月12日

変更届出年月日 平成19年1月18日（代表者の変更）

更新許可年月日 平成23年9月27日（有効期間 平成23年9月12日～平成28年9月11日）

変更許可年月日 平成23年9月27日（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る）の追加）

更新許可年月日 平成28年10月28日（有効期間 平成28年9月12日～令和3年9月11日）

更新許可年月日 令和3年9月14日（有効期間 令和3年9月12日～令和8年9月11日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無